

平成 29 年厚生労働省告示第 99 号
(平成 29 年 3 月 29 日 公 示)
(平成 30 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
(平成 31 年 3 月 28 日 一 部 改 正)
(令和 2 年 3 月 26 日 一 部 改 正)
(令和 3 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
(令和 4 年 3 月 28 日 一 部 改 正)
(令和 5 年 3 月 27 日 一 部 改 正)
(令和 6 年 3 月 26 日 一 部 改 正)
(令和 7 年 3 月 25 日 一 部 改 正)

特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、
研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十六年度から令和四年度までにベトナム人看護師候補者として入国した者並びに平成二十六年度から令和三年度までにベトナム人介護福祉士候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十九年法務省告示第二百四十八号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成三十年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 22 までに定めるところによる。

- 1 特例ベトナム人看護師候補者等 特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例ベトナム人看護師候補者 特例ベトナム人第一陣看護師候補者、特例ベトナム人第二陣看護師候補者、特例ベトナム人第三陣看護師候補者、特例ベトナム人第

四陣看護師候補者、特例ベトナム人第五陣看護師候補者、特例ベトナム人第六陣看護師候補者、特例ベトナム人第七陣看護師候補者、特例ベトナム人第八陣看護師候補者及び特例ベトナム人第九陣看護師候補者をいう。

- 3 特例ベトナム人介護福祉士候補者 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者及び特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例ベトナム人第一陣看護師候補者 平成二十六年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例ベトナム人第二陣看護師候補者 平成二十七年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例ベトナム人第三陣看護師候補者 平成二十八年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例ベトナム人第四陣看護師候補者 平成二十九年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例ベトナム人第五陣看護師候補者 平成三十年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例ベトナム人第六陣看護師候補者 令和元年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例ベトナム人第七陣看護師候補者 令和二年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例ベトナム人第八陣看護師候補者 令和三年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例ベトナム人第九陣看護師候補者 令和四年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 13 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 14 特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 15 特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可

を受けた者をいう。

- 16 特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者 平成三十年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者 令和元年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者 令和二年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者 令和三年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 22 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例ベトナム人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例ベトナム人看護師候補者の責務

特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例ベトナム人介護福祉士候補者の責務

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）Ⅰの1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 交換公文指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、交換公文指針第二の一の3中「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、交換公文指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、交換公文指針第二の一の3の(7)中「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

- (2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであ

ること。

- (3) 過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は交換公文指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3又は交換公文指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観

点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 交換公文Ⅰの1の(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 交換公文指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者（特例ベトナム人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例ベトナム人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する

評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 特例ベトナム人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の一による。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例ベトナム人看護師候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和四年度までに入国したベトナム人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和三年度までに入国したベトナム人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の(1)の看護研修改善計画又は同二の3の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するも

のとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者等又はベトナム人看護師若しくはベトナム人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例ベトナム人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例ベトナム人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例ベトナム人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例ベトナム人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例ベトナム人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例ベトナム人第一陣看護師候補者	平成二十九年度
特例ベトナム人第二陣看護師候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第三陣看護師候補者	令和元年度
特例ベトナム人第四陣看護師候補者	令和二年度
特例ベトナム人第五陣看護師候補者	令和三年度
特例ベトナム人第六陣看護師候補者	令和四年度
特例ベトナム人第七陣看護師候補者	令和五年度
特例ベトナム人第八陣看護師候補者	令和六年度
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者	令和元年度
特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者	令和三年度
特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者	令和四年度
特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者	令和五年度
特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者	令和六年度

特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
--------------------	-------